

令和5年12月21日

蕨市長 頼 高 英 雄 様

蕨市国民健康保険運営協議会  
会 長 植 田 富 美 子

蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて（答申）

令和5年10月5日付、蕨第51005号にて諮問のありました標記の件について、審議した結果を下記のとおり答申します。

記

本市では、国民健康保険の広域化に伴い策定された「埼玉県国民健康保険運営方針」において、目標として示された「令和8年度までの赤字の解消」や「令和9年度からの保険税水準の統一」等により、令和4年度に税率改正を行ったところである。

今年度中に策定予定の「第3期埼玉県国民健康保険運営方針（案）」においても、「第2期埼玉県国民健康保険運営方針」から示されている目標年次について変更は無く、また国からの激変緩和措置の終了、高齢化の進展による医療費の増加、社会保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者への移行による被保険者数の減少などにより、本市国民健康保険財政はさらに厳しい状況になることが見込まれている。

また、県の標準保険税率から示された1人あたり必要保険税調定額に対する本市の保険税調定額の不足率は、令和5年度当初課税時点において約26%であり、保険税水準統一目標年次の令和9年度においては、医療費の伸びなどにより、さらに不足率が拡大する可能性が

高い。

こうした状況を踏まえ、本市の国民健康保険事業においては、引き続き保険税収納率向上のための取組強化のほか、データヘルス計画に掲げられている特定健診・特定保健指導の受診率向上対策の取組や禁煙支援、糖尿病未治療者に対する受診勧奨や保健指導の実施による医療費適正化の取組と合わせて、保険税率の見直しは必要であると判断されることから、被保険者の負担が急激に増加することのないよう、段階的な改定を基本に次のとおり国民健康保険税率を改めることが適当である。

#### ○保険税改正案

		令和5年度	令和6年度
医療分	所得割	6.4%	6.4%
	資産割	20.0%	10.0%
	均等割	21,000円	33,000円
	平等割	6,000円	3,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.0%	2.2%
	均等割	12,000円	14,000円
介護納付金分	所得割	1.3%	2.2%
	均等割	11,000円	12,000円